大阪市告示第1209号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立	令和7年9月16日(火)	午後3時から
都島屋内プール水泳場		午後7時まで
	令和7年9月29日(月)	午前9時30分から
		午前10時30分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)